

3 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護保険法の改正により、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）が始まります。

総合事業は、高齢者一人一人が、自らの健康づくりや介護予防に取り組むとともに、地域の支え合いにより高齢者の介護予防や日常生活の自立を支援するものです。

1 総合事業の構成

要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

現行介護事業所による既存の訪問型・通所型サービスに加えて、基準を緩和したサービスが提供されます。

このサービスを利用できるのは、要支援1・2の認定を受けた方が、国の定める基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方です。

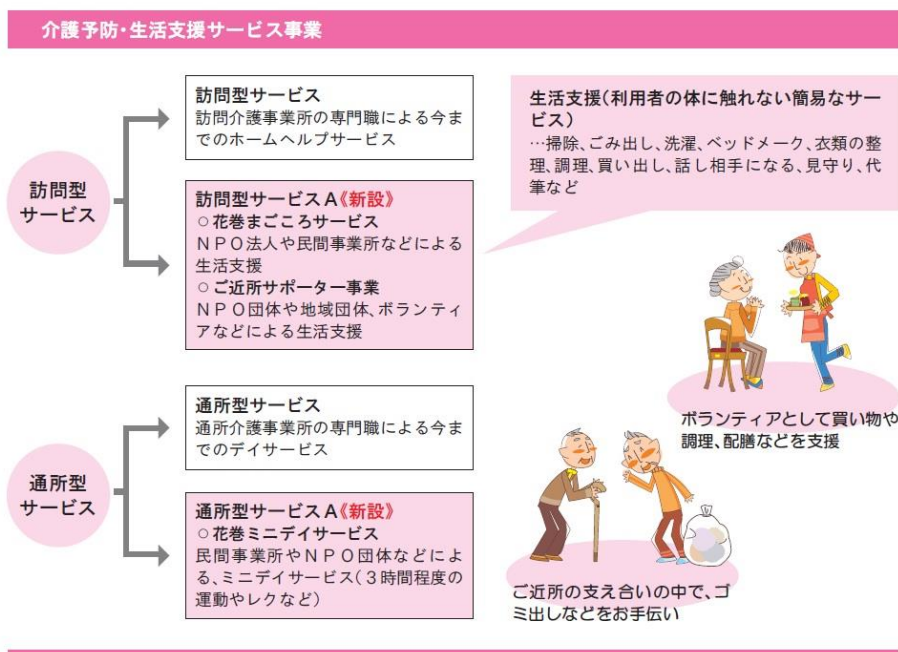
訪問型サービスでは

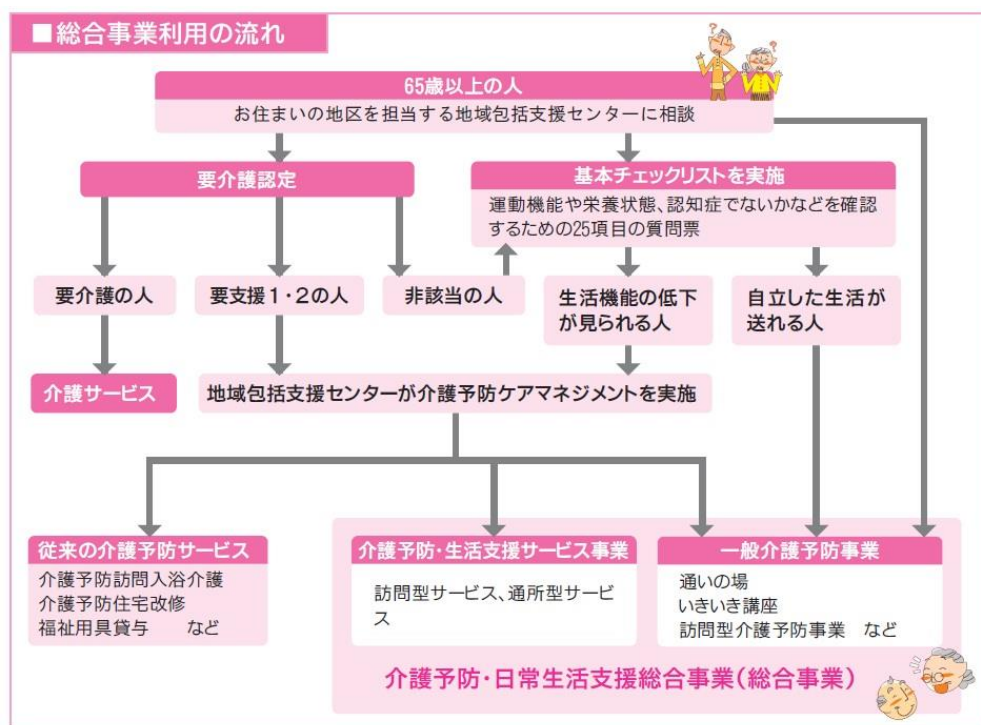
民間事業所、地域団体などが提供する利用者の体に触れずにできる清掃やごみ捨て、家事支援などの生活支援サービスが加わります。このサービスは、生活支援ボランティア研修を受講した住民ボランティアの方々が提供するもので、現行と同様のサービスに比べて安価な費用で利用することができます。

本市で平成29年度からこの事業に取り組む団体等は、市内全域を対象とする民間事業者のシルバー人材センターと、宮野目地区、笹間地区、亀ヶ森地区、八日市地区、八幡地区、高松第3行政区の6地区の地域団体です。これらの地域団体は、平成28年度、総合事業の開始に向けて、住民ボランティアによる生活支援をモデル的に実施しており、平成29年度から本格的に実施します。

通所型サービスでは

NPO団体や民間事業所などが提供する3時間程度のミニデイサービスが加わります。





(2) 一般介護予防事業

介護予防とは、高齢者が介護を必要とする状態を防いだり、たとえ介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにして高齢者の自立を支援することです。

一般介護予防事業は、高齢者一人一人が、自らの健康づくりや介護予防に取り組みながら自分らしく生きがいをもって生活できる地域を目指す事業です。

おおむね65歳以上のすべての方が利用できます。

本市では、「大東元気でまっせ体操」の普及を中心に、多様な介護予防の取り組みと生きがいづくりを目指した「通いの場」の立ち上げや継続を支援しています。そのほか、介護予防教室や介護予防に関する講演会などを開催し、運動器の機能向上や認知症予防の取り組みを行います。

2 相談窓口

本市では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活し続けることができるよう、自立に向けた支援をおこなっています。「重いものが持てなくなった」、「足腰が弱くなって掃除が大変になった」など、日常生活に支障が出てきた場合は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

《相談窓口》

花巻中央地域包括支援センター 24-7246

(担当地区：花巻北、花巻中央、花巻南、花巻東、矢沢、宮野目)

花巻西地域包括支援センター 29-4873

(担当地区：湯口、湯本、太田、笹間)

大迫地域包括支援センター 29-4856

石鳥谷地域包括支援センター 41-4012

東和地域包括支援センター 29-4817

<担当 健康福祉部 長寿福祉課 24-2111 内線515>